

## 令和8年度鹿嶋市鳥獣被害防止施設整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥獣（鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。以下同じ。）による農産物への被害を防止するため、令和8年度鹿嶋市鳥獣被害防止施設整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、鹿嶋市補助金等交付規則（平成14年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する個人とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 鳥獣による被害を受けるおそれのある農地（家庭菜園を除く。）に電気柵等を設置する者
- (2) 当該農地を所有権等の権原に基づき耕作して出荷する者
- (3) 過去に当該農地においてこの要綱と同様の趣旨の補助を受けていない者

2 規則第4条第1項の「市税等」とは、市税及び国民健康保険税とする。

(補助対象農地)

第3条 補助金の交付の対象となる農地は、市内に所在する農地とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる事業は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項に規定する被害防止計画に基づき有害鳥獣の被害を防止するために実施する事業とし、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所が分かる位置図
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し（宛名は申請者のものに限る。）
- (3) 購入内訳書の写し（資材品名、規格、数量、単価及び金額が分かるもの。）
- (4) その他市長が特に必要があると認める書類

(補助金の交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査するとともに現地調査を行い、補助金の交付が適当であると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 規則第9条第3項の補助金等交付申請却下通知書は、様式第3号とする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定した場合は、速やかに当該申請に係る金額を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者に補助金の返還を命ずるものとする。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

### 別表(第3条関係)

補助対象経費	補助率及び補助限度額
1 電気柵設備(本体及び柵線等資材)の新規購入費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、同一年度内の

	補助額は、30,000円を上限とする。
2 電気柵設備以外のネット柵、金網柵（ロール状）及びワイヤーメッシュ柵（パネル状）の新規購入費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、同一年度内の補助額は、10,000円を上限とする。

備考 補助対象経費は、本事業のために前年度に購入した費用を含む。